

山形県立保健医療大学保健室運営規程

平成21年4月1日
規程 第 75 号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県立保健医療大学学則第52条第2項の規定に基づき、保健室の運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 保健室は、学生の保健管理に関する次の業務を行う。

- (1) 健康診断に関すること
- (2) 健康相談に関すること
- (3) 健康診断の結果に基づく健康の保持増進についての必要な指導に関すること
- (4) その他健康の保持増進についての必要な専門的業務に関すること

(運営体制)

第3条 前条に規定する業務を行うために、次の職員を置く。

- (1) 保健室長 1名
 - (2) 学校医 3名
 - (3) 運営員 20名以内
 - (4) 嘱託職員(主として保健室に勤務する職員) 1名
- 2 保健室長は、学生支援委員会の委員の中から理事長が指名する。
- 3 運営員は、本学の教職員の中から理事長が選任する。

(利用時間)

第4条 保健室の利用時間は、別に定める。

(実施規定)

第5条 この規程に定めるもののほか、保健室の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。